



平成18年3月15日

各 位

会 社 エルナー株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中慎吾
(コード番号 6972 東証第2部)
問合せ先 専務取締役社長室長
北村俊夫
(TEL 045-470-7252)

定款の一部変更のお知らせ

当社は、平成18年3月9日開催の取締役会において、平成18年3月30日開催予定の定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件に、下記のとおり当社定款の変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成18年3月9日付「第三者割当による新株式（普通株式・優先株式）の発行に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、普通株式および優先株式の発行による第三者割当増資を実施したいと存じますので、これに備えるために、現行定款第5条に定める当社の発行する株式の総数を変更するとともに、優先株式に関する規定を新設するものであります。

取締役および監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任限定に関する規定を新設するものであります。なお、取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

平成18年3月 9日（木曜日）

定款変更の取締役会決議

平成18年3月30日（木曜日）

当社定時株主総会にて承認決議

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">株式</p> <p>第5条(株式の総数) 当社の発行する株式の総数は<u>5,280万株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">株式</p> <p>第5条(株式の総数) 当社の発行する株式の総数は8,280万株とし、このうち6,780万株は普通株式、1,500万株はA種優先株式とする。<u>ただし、普通株式につき消却があった場合、または、優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減じる。</u></p>
<p>第6条(1単元の株式の数) 当社の1単元の株式は1,000株とする。</p>	<p>第6条(1単元の株式の数) 当社の普通株式およびA種優先株式の各1単元の株式は1,000株とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">優先株式</p> <p>第11条の2(A種優先配当金)</p> <p>(1) 当社は、第36条に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録質権者(以下、「A種優先登録質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下、「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき2円の利益配当金(以下、「A種優先配当金」という。)を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>(2) ある営業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p>
(新設)	<p><u>第11条の3(残余財産の分配)</u></p> <p>(1) 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p><u>第11条の4(議決権)</u></p> <p>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p><u>第11条の5(転換予約権)</u></p> <p>A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>— 転換請求期間</p> <p>A種優先株式の転換を請求し得べき期間(以下、「転換請求期間」という。)は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>— 転換の条件</p> <p>(7) 当初転換価額 当初転換価額は、100円とする。</p> <p>(1) 転換価額の調整</p> <p>(a) A種優先株式発行後、以下の(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により調整し、以下の(v)に該当する場合には、転換価額を(v)に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>() 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式(以下、「自己株式」という。)を処分する場合(株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>() 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。</p> <p>ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のために株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。</p> $\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{調整前転換価額を} \\ \text{もって転換により} \\ \text{当該期間内に発行} \\ \text{された株式数} \end{array} \right)}{\text{調整後転換価額}}$

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>() <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額(商法第341条ノ15第5項または第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合調整後の転換価額は、かかる株式または新株予約権もしくは新株予約権付社債の払込期日もしくは発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが転換、または発行される全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込期日の翌日もしくは発行日の翌日以降またはその株主割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記()も同様とする。)</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>() <u>普通株式に転換することができる株式または普通株式を目的とする新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき価額が払込期日もしくは発行日または株主割当日において確定しておらず後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)の価額を基準として確定されるものを発行または処分した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>(v) <u>普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。</u></p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>(b) <u>上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>(c) <u>転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示がある場合は気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。</u></p> <p>(d) <u>転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。</u></p> <p>(e) <u>転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>() <u>上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合(株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)</u>には、<u>当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)</u></p> <p>() <u>上記(a)()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円</u></p> <p>() <u>上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または上記(a)()で定める内容の新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額</u></p> <p>() <u>上記(a)()の場合は、価額決定日に決定された転換価額または新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額</u></p> <p>(f) <u>転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p data-bbox="831 573 1193 600">— 転換により発行すべき普通株式数</p> $ \text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}} $ <p data-bbox="868 741 1222 846"> <u>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u> </p> <p data-bbox="804 875 1222 1193"> <u>第11条の6（一斉転換条項）</u> <u>転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式1株は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉転換基準日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法に準じてこれを取り扱う。</u> </p> <p data-bbox="804 1223 1222 1406"> <u>第11条の7（株式の併合または分割、新株引受権等）</u> <u>当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u> </p> <p data-bbox="804 1435 1222 1641"> <u>第11条の8（買受けまたは消却）</u> <u>当社は、いつでもA種優先株式を買受け、またはこれを消却することができる。かかるA種優先株式の買受けまたは消却は、A種優先株式についてのみ、または当社が発行する他の一もしくは複数の種類の株式とともに行うことができる。</u> </p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	<p><u>第16条の2（種類株主総会）</u> <u>第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>
(新設)	<p><u>第26条の2（取締役の責任免除）</u> (1) <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (2) <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新設)	<p><u>第33条の2（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>会社法（平成17年法律第86号）施行日において、第11条の2を次のように改める。</u></p> <p><u>第11条の2（A種優先配当）</u></p> <p><u>(1) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</u></p> <p><u>(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。</u></p>